

パブリックコメント用

<平成27年1月>

荒尾市障がい福祉計画

平成27年度～平成29年度（第4期）

平成27年3月

荒尾市

も く じ

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1. 統計データからみる障がい者の状況・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の基本方針

1. 国の基本指針等を踏まえた対応・・・・・・・・・・・・・ 19
2. 平成29年度の成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4章 施策の具体的内容

1. 自立支援給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 障がい児支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3. 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第5章 障がい者福祉施策全般に関する取り組みの推進

1. 「荒尾市障がい者計画」の概要・・・・・・・・・・・・・・ 41
2. 「荒尾市障がい者計画」に関わる主要課題と取り組み方針・・・・・・・・ 42

■「障がい者」の表記について■

一般的に「障害者」の“害”の字には「悪くすること」「わざわざ」などの否定的な意味が含まれることから、障がい者に対してより不快感を与えないように下記のように表記しています。

◇「障害」という言葉が、「ひと」を直接的に形容する場合等は「障がい者」とする

◇国の法令や制度、施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞は、そのまま“害”の字を使用
例) 法令・制度＝障害者自立支援法、身体障害者手帳、障害者手当など

なお、「障がい福祉計画」の名称について、第1期（平成18～20年度）計画までは漢字を使用していましたが、第2期計画より「荒尾市障がい福祉計画」として改め、ひらがな表記を採用しています。

これにより、本文中、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」や第1期の障害福祉計画を指す場合は漢字を使用し、第2期、第3期及び本計画（第4期計画）を指す場合はひらがな表記としています。

また、本計画の策定組織である「荒尾市障害福祉計画検討委員会」については、第1期計画策定時に発足した組織であり、固有名詞として漢字表記としています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、各自治体が障がい者のニーズ等を踏まえながら必要なサービスを確保するために「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

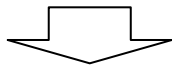
この法に基づき、本市では、平成19年3月に「荒尾市障害福祉計画（第1期）」（平成18～20年度）、平成21年3月に「第2期計画」（平成21～23年度）、平成24年3月に「第3期計画」（平成24～26年度）を策定し、障がい福祉サービスの基盤整備等に取り組んできました。

本計画は、平成26年度をもって計画期間を終える第3期計画を見直し、新たに「荒尾市障がい福祉計画（第4期）」（平成27～29年度）として策定するものです。

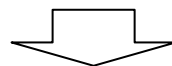
なお、計画の見直しに当たっては、平成25年4月に施行された障害者総合支援法に基づき、昨今の国の障がい者施策の動向を踏まえるとともに、関連する法制度の内容を反映していきます。

■荒尾市障がい福祉計画（第4期）策定までの主な流れ■

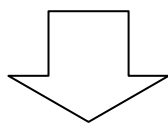
平成18年4月 「障害者自立支援法」施行



平成19年3月 「荒尾市障害福祉計画（第1期）」（平成18～20年度）策定



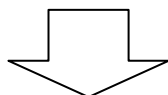
平成21年3月 「荒尾市障がい福祉計画（第2期）」（平成21～23年度）策定



<関連する主な法律の状況>

- 改正障害者自立支援法（H22.12 成立） ■障害者虐待防止法（H23.6 成立）
- 改正障害者基本法（H23.7 成立）

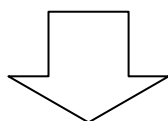
平成24年3月 「荒尾市障がい福祉計画（第3期）」（平成24～26年度）策定



<関連する主な法律の状況>

- 障害者優先調達推進法（H24.6 成立）

平成25年4月 「障害者総合支援法」施行



<関連する主な法律の状況>

- 改正障害者雇用促進法（H25.6 成立） ■障害者差別解消法（H25.6 成立）

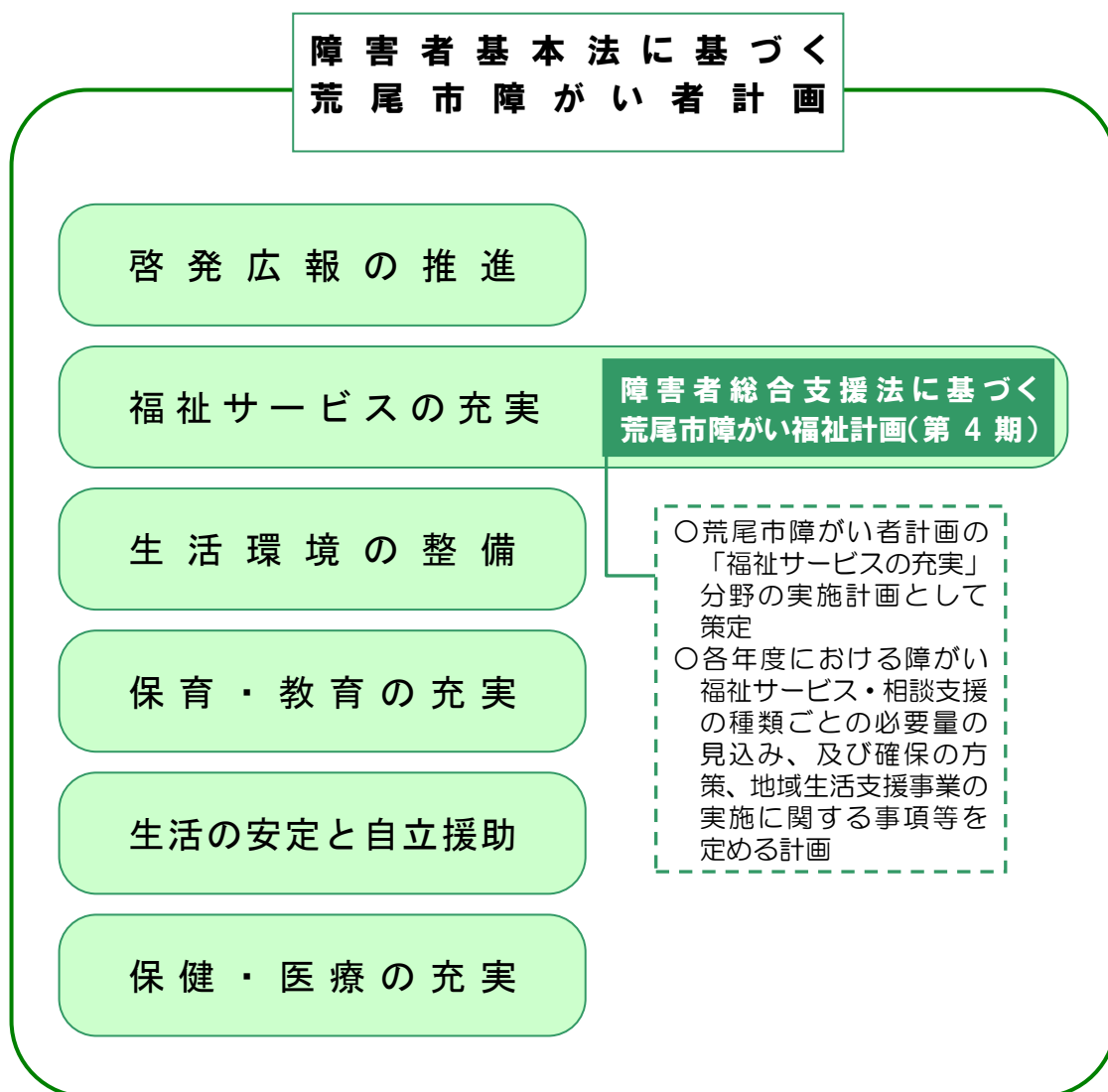
平成27年3月 「荒尾市障がい福祉計画（第4期）」（平成27～29年度）策定

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条により市町村に義務づけられた「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込量やその確保の方策を定める計画です。

計画策定に当たっては、本市の最上位計画である「第 5 次荒尾市総合計画」（平成 24 年度～平成 33 年度）をはじめ、障がい者に関わるすべての施策の基本的方向性を定めた、障害者基本法に基づく「荒尾市障がい者計画」（平成 21 年度～平成 30 年度）など、関連する諸計画との整合性を図って策定するものです。

「荒尾市障がい者計画」と本計画（荒尾市障がい福祉計画）の関係は下図のとおりであり、本計画は、「荒尾市障がい者計画」の「福祉サービスの充実」分野に関する事項中、障がい福祉サービスに関する 3 年間の実施計画としての位置づけとなります。



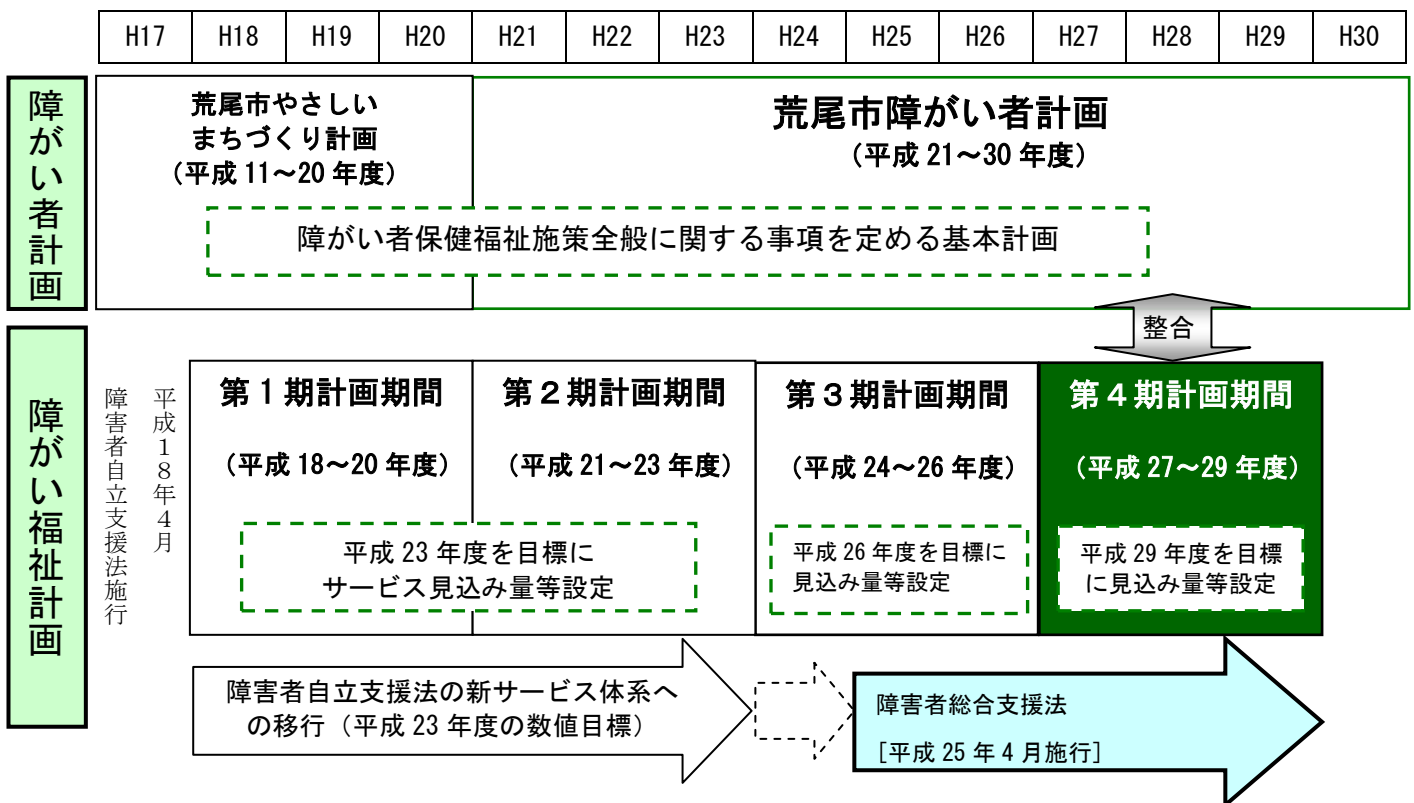
3. 計画の期間

障がい福祉分野における上位計画である「荒尾市障がい者計画」は、平成 21 年度を初年度とし、平成 30 年度を目標年度とした 10 か年計画です。

これに対して本計画は、3 か年を 1 期とする計画であり、第 1 期計画（平成 18 年度～平成 20 年度）・第 2 期計画（平成 21 年度～23 年度）、第 3 期計画（平成 24 年度～26 年度）の実績を踏まえ、第 4 期計画として、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とするものです。

第 1・2 期計画では、国の方針に則り、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行が完了する平成 23 年度を最終的な目標年度として各種数値目標を設定し、第 3 期計画では、第 1・2 期計画の基本的な目標である、障がい者の地域生活移行や就労支援等の基本方針は継承しつつ、事業の推進を図ってきました。

本計画は、平成 25 年度に施行された障害者自立支援法に替わる新たな法律である「障害者総合支援法」に基づき、平成 29 年度を目標年度として各種数値目標を設定する計画となります。

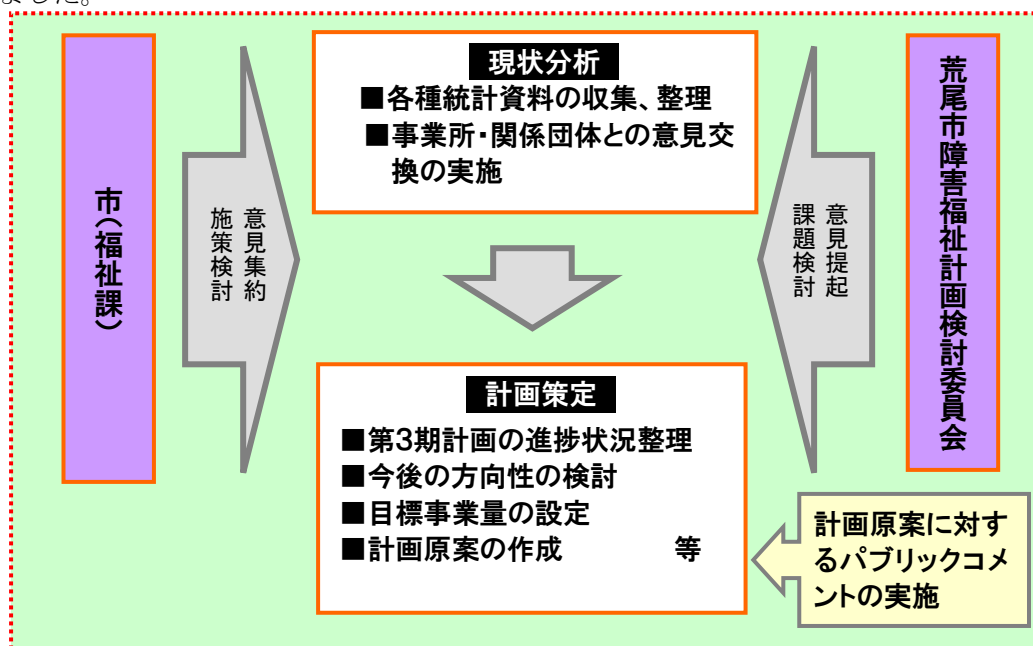


4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健医療関係者等の参加を得て、「荒尾市障害福祉計画検討委員会」を設置し、検討しました。

また、障がい福祉サービス事業所及び関係団体との意見交換会を実施し、障がい福祉サービスをはじめとした、障がい者関連施策に関わる現状・課題や関係者からの意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料として活用しました。

さらに、計画内容に市民の意見を反映するため、計画原案に対するパブリックコメントを実施しました。



5. 計画の推進体制

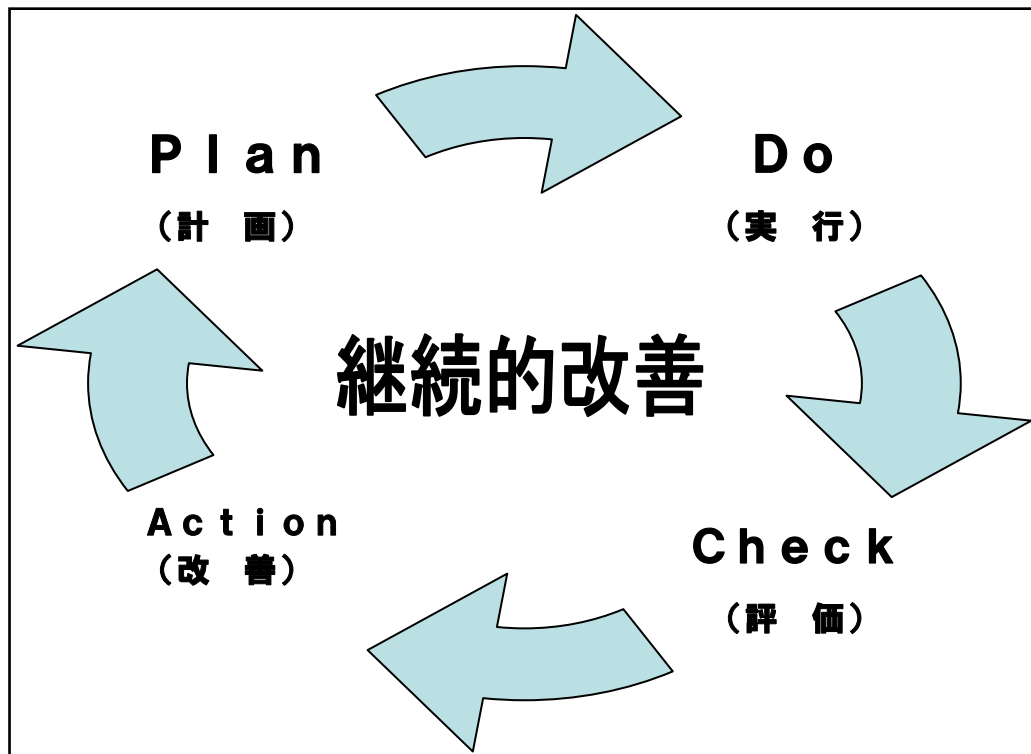
本計画は、障害者基本法に基づく「荒尾市障がい者計画」と密接な関係をもち、両計画の整合性を図る必要があるため、本計画に掲げた事業の実施に当たっては、専門機関との協力はもとより、当事者団体、地域の民間事業者等の協力が不可欠となります。

そこで、あらゆる機会を通じて障がい者やその家族などのニーズや意見を把握し、施策へ反映させていくよう努めるとともに、当事者と行政が手を携えて各種障がい者施策を推進します。

また、「障害者総合支援法」の制定による国の動向や障がい者を取り巻く社会経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的な運用に努めます。

計画の点検・評価に当たっては、「PDCAサイクル」により、計画全体の数値目標や各サービスの見込み量の進捗状況を毎年度把握し、その結果を「荒尾市障害福祉計画検討委員会」に報告するとともに、必要に応じて関係するサービス事業所や団体等からも意見聴取等を行いながら、計画推進上の課題の把握と対応策の検討を行い、計画を確実に推進していきます。

PDCAサイクル



1. **Plan(計画)**: 成果目標及び活動指標を設定し、サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。
2. **Do(実行)**: 計画の内容を踏まえ、事業を実行する。
3. **Check(評価)**: 成果目標、活動指標について、実態を把握し、分析、評価を行う。
4. **Action(改善)**: 評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施する。

※第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しの一つに「PDCAサイクルの導入」があり、「少なくとも年に1回は、分析、評価を実施し、必要な措置を講じること」となっています。

本市においては、これまでも検討委員会を年1回は開催し、実績の確認、評価等を行ってきましたので、今後もこの検討委員会を継続して開催していきます。

第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1. 統計データからみる障がい者の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は平成21年の56,689人から平成26年には54,918人と、緩やかに減少を続けています。

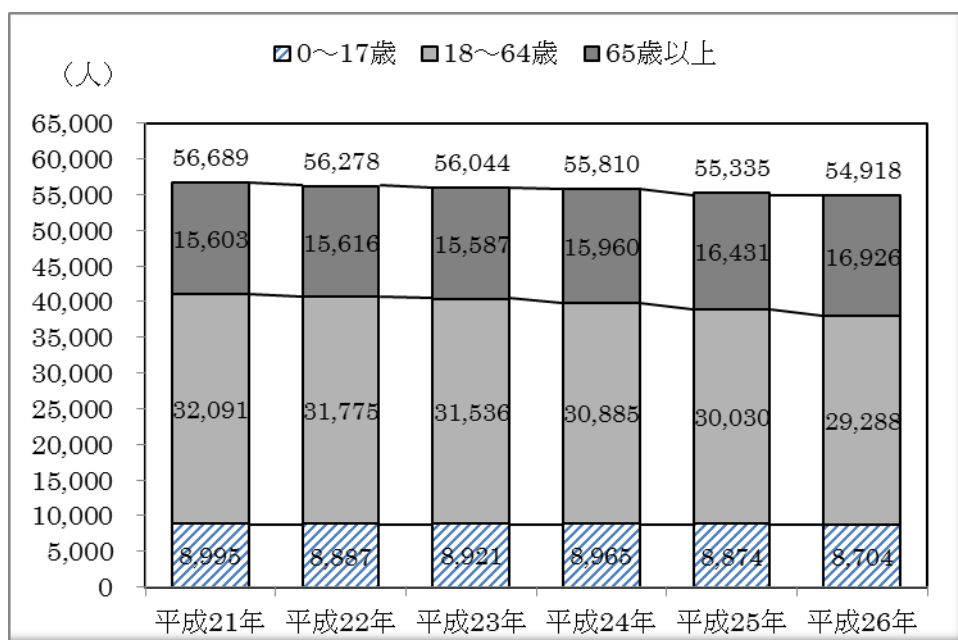
年齢区別の人口構造をみると、0～17歳人口は同程度で推移し、18～64歳人口は減少を続けていますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）も、平成21年の27.5%から平成26年には30.8%へと年々上昇を続け、高齢化の進行が顕著となっています。

【人口構造の推移】

[単位：人]

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	56,689 (100.0%)	56,278 (100.0%)	56,044 (100.0%)	55,810 (100.0%)	55,335 (100.0%)	54,918 (100.0%)
0～17歳	8,995 (15.9%)	8,887 (15.8%)	8,921 (15.9%)	8,965 (16.1%)	8,874 (16.0%)	8,704 (15.8%)
18～64歳	32,091 (56.6%)	31,775 (56.5%)	31,536 (56.3%)	30,885 (55.3%)	30,030 (54.3%)	29,288 (53.3%)
65歳以上	15,603 (27.5%)	15,616 (27.7%)	15,587 (27.8%)	15,960 (28.6%)	16,431 (29.7%)	16,926 (30.8%)

[資料]住民基本台帳より推計 各年10月1日現在



(2) 高齢化の状況

本市の高齢化率の推移を、国・県と比較すると以下のとおりとなります。

本市の高齢化率は国・県より高い水準で推移しており、全国・県内でも特に高齢化が進行している地域であることがわかります。

【荒尾市・熊本県・全国の高齢化率の推移】

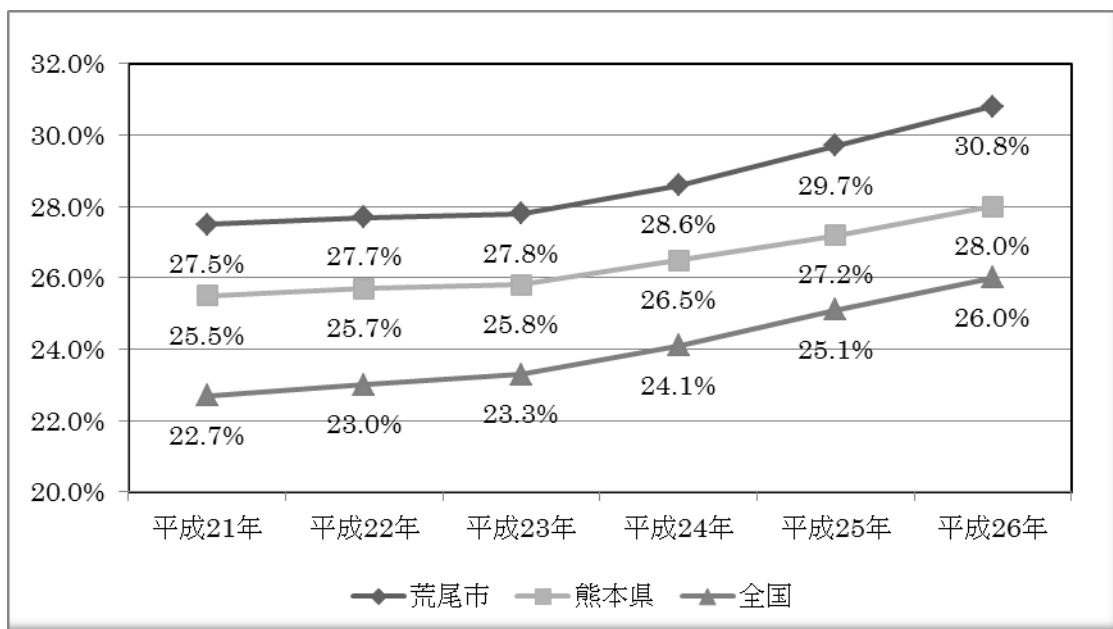
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
荒尾市	27.5%	27.7%	27.8%	28.6%	29.7%	30.8%
熊本県	25.5%	25.7%	25.8%	26.5%	27.2%	28.0%
全国	22.7%	23.0%	23.3%	24.1%	25.1%	26.0%

[資料] 荒尾市＝住民基本台帳より推計 各年10月1日現在

熊本県＝総務省統計局推計人口 平成21～25年10月1日現在

＝住民基本台帳より推計 平成26年10月1日現在

全 国＝総務省統計局推計人口 各年10月1日現在、(平成26年のみ概算値)



(3) 障がい者・難病等患者の状況

1) 障がい者・難病等患者数

本市の障がい者及び難病等患者数の状況は、平成26年10月末現在、身体障がい者（身体障害者手帳交付者）が2,935人、知的障がい者（療育手帳交付者）が496人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者）が410人、精神障がい者（自立支援医療[精神通院医療]利用者）が908人となっています。また、平成26年9月末現在、難病等患者（特定疾患登録患者数）が522人となっています。（※サービスの対象となる難病等の対象疾患は、平成26年12月までは130疾患、平成27年1月からは151疾患となっています。統計的に把握できている難病等患者数は、医療費助成の対象である特定疾患治療研究事業の56疾患のみの患者数です。）

【障がい者数】

[単位：人]

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	2,935	34	2,901	5.3%
知的障がい者 (療育手帳交付者)	496	124	372	0.9%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	410	4	406	0.7%
精神障がい者 (自立支援医療[精神通院医療]利用者)	908	89	819	1.7%
難病等患者 (特定疾患登録患者)	522	2	520	1.0%

※総人口比は、総人口に占める各障がい者・難病等患者総数の割合。

精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、(精神障害者保健福祉手帳交付者)と(自立支援医療[精神通院医療]利用者)の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

[資料]障がい者数：荒尾市資料 平成26年10月末現在
 難病等患者数：有明保健所資料 平成26年9月末現在

2) 65歳以上の障がい者・難病等患者数

障がい者及び難病等患者総数に占める65歳以上の障がい者及び難病等患者数の割合は、身体障がい者で特に高く74.5%を占めています。

【65歳以上の障がい者数】

[単位：人]

区分	総数	65歳未満	65歳以上	65歳以上の占める割合
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	2,935	748	2,187	74.5%
知的障がい者 (療育手帳交付者)	496	443	53	10.7%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	410	306	104	25.4%
精神障がい者 (自立支援医療[精神通院医療]利用者)	908	789	119	13.1%
難病等患者 (特定疾患登録患者)	522	262	260	49.8%

※65歳以上の占める割合は、各障がい者及び難病等患者総数に占める65歳以上の割合。

精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、(精神障害者保健福祉手帳交付者)と(自立支援医療[精神通院医療]利用者)の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

[資料]障がい者数：荒尾市資料 平成26年10月末現在

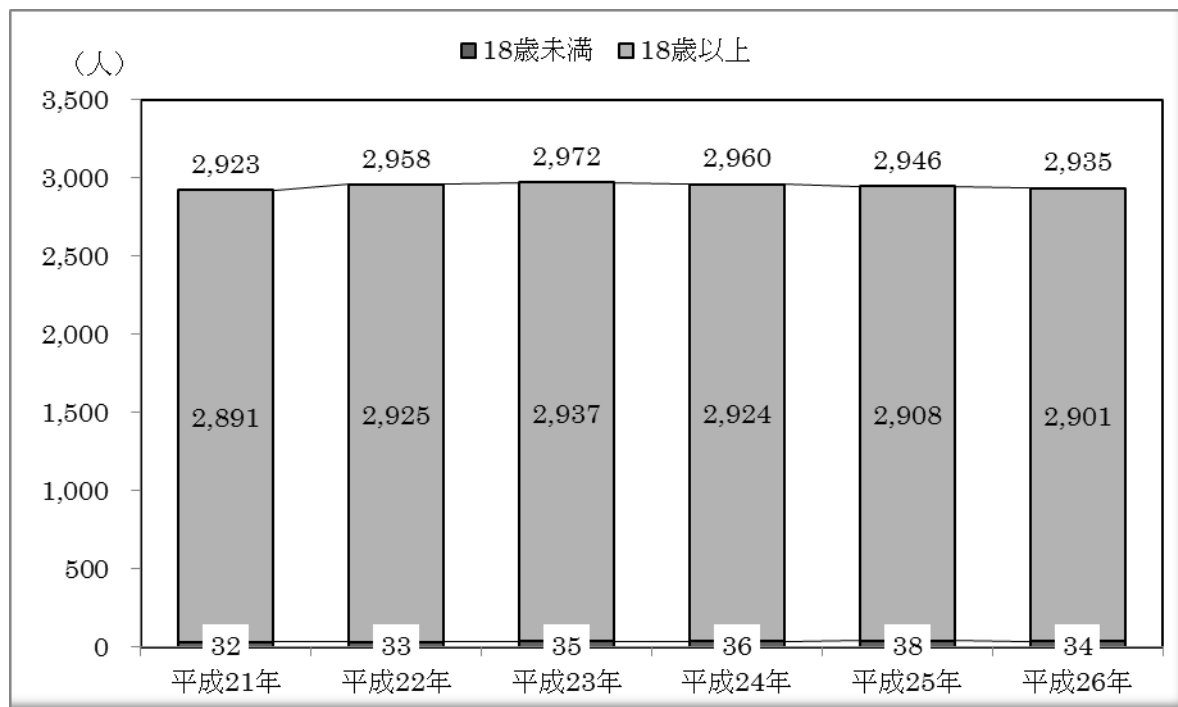
難病等患者数：有明保健所資料 平成26年9月末現在

(4) 身体障がい者の状況

1) 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者数は、2,900人を超えて推移しています。また、平成26年10月末現在、18歳未満が34人、18歳以上が2,901人で、18歳以上が大多数を占めています。

【身体障害者手帳交付者数】



[資料] 荒尾市資料 平成21～25年：各年度末現在、平成26年：10月末現在

2) 障がいの種類別 身体障害者手帳交付者数の推移

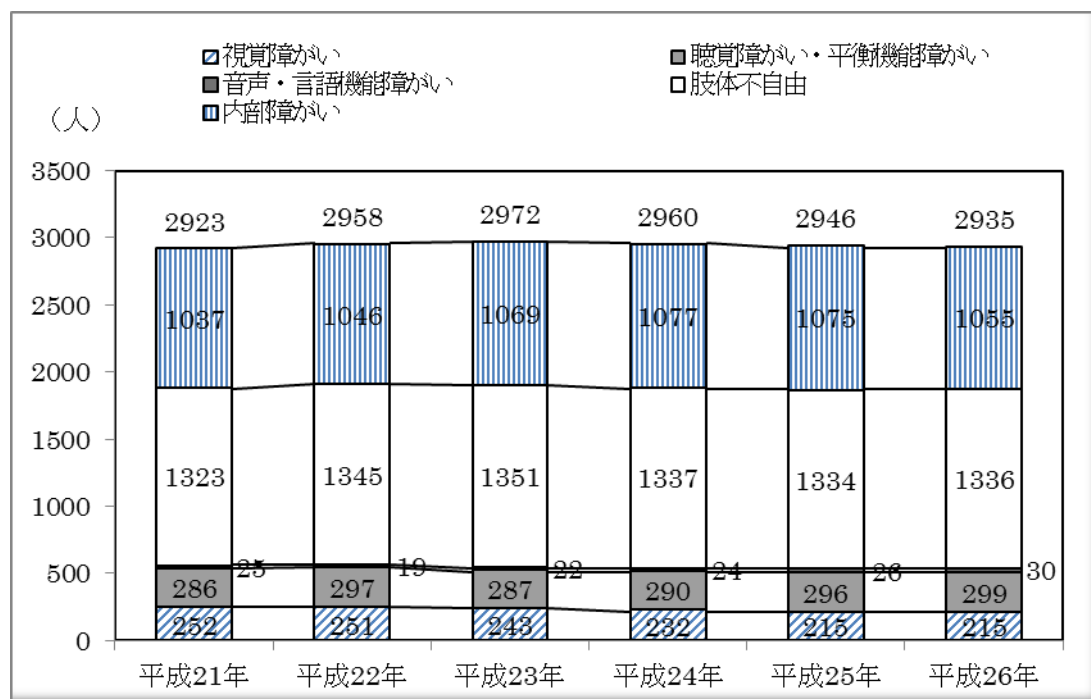
身体障がいの種類別にみると、いずれの年も肢体不自由が全体の半数弱を占めて最も多く、これに内部障がいも4割弱で続いています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）】

[単位：人]

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総数	2,923 (100.0%)	2,958 (100.0%)	2,972 (100.0%)	2,960 (100.0%)	2,946 (100.0%)	2,935 (100.0%)
視覚障がい	252 (8.6%)	251 (8.5%)	243 (8.2%)	232 (7.8%)	215 (7.3%)	215 (7.3%)
聴覚障がい・平衡機能障がい	286 (9.8%)	297 (10.0%)	287 (9.7%)	290 (9.8%)	296 (10.0%)	299 (10.2%)
音声・言語機能障がい	25 (0.9%)	19 (0.6%)	22 (0.7%)	24 (0.8%)	26 (0.9%)	30 (1.0%)
肢体不自由	1,323 (45.3%)	1,345 (45.5%)	1,351 (45.5%)	1,337 (45.2%)	1,334 (45.3%)	1,336 (45.5%)
内部障がい	1,037 (35.5%)	1,046 (35.4%)	1,069 (36.0%)	1,077 (36.4%)	1,075 (36.5%)	1,055 (35.9%)

[資料] 荒尾市資料 平成 21～25 年：各年度末現在、平成 26 年：10 月末現在



3) 障がいの等級別 身体障害者手帳交付者数の推移

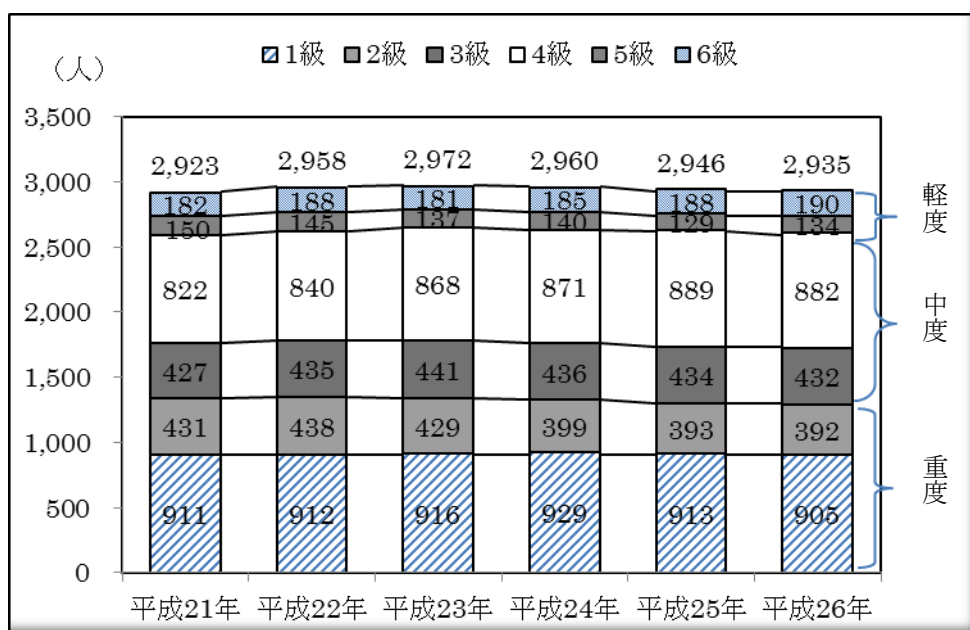
障がいの等級別にみると、いずれの年も1級が全体の3割を占めて最も多く、これに4級が3割程度で続いています。また、重度者（1～2級）と中度者（3～4級）が4～5割を占めて多く、軽度者（5～6級）は1割程度となっています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの等級別）】

[単位：人]

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	2,923 (100.0%)	2,958 (100.0%)	2,972 (100.0%)	2,960 (100.0%)	2,946 (100.0%)	2,935 (100.0%)
1級	911 (31.3%)	912 (30.8%)	916 (30.9%)	929 (31.4%)	913 (31.0%)	905 (30.7%)
2級	431 (14.7%)	438 (14.8%)	429 (14.4%)	399 (13.5%)	393 (13.3%)	392 (13.4%)
3級	427 (14.6%)	435 (14.7%)	441 (14.8%)	436 (14.7%)	434 (14.7%)	432 (14.7%)
4級	822 (28.1%)	840 (28.4%)	868 (29.2%)	871 (29.4%)	889 (30.2%)	882 (30.1%)
5級	150 (5.1%)	145 (4.9%)	137 (4.6%)	140 (4.7%)	129 (4.4%)	134 (4.6%)
6級	182 (6.2%)	188 (6.4%)	181 (6.1%)	185 (6.3%)	188 (6.4%)	190 (6.5%)
(再掲)						
重度 (1～2級)	1,342 (46.0%)	1,350 (45.6%)	1,345 (45.3%)	1,328 (44.9%)	1,306 (44.3%)	1,297 (44.1%)
中度 (3～4級)	1,249 (42.7%)	1,275 (43.1%)	1,309 (44.0%)	1,307 (44.1%)	1,323 (44.9%)	1,314 (44.8%)
軽度 (5～6級)	332 (11.3%)	333 (11.3%)	318 (10.7%)	325 (11.0%)	317 (10.8%)	324 (11.1%)

[資料] 荒尾市資料 平成21～25年：各年度末現在、平成26年：10月末現在



4) 障がいの種類・等級別 身体障害者手帳交付者数

先述の通り、身体障害者手帳交付者数を障がいの等級別にみると、全体で1級が最も多く、障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多くなっています。

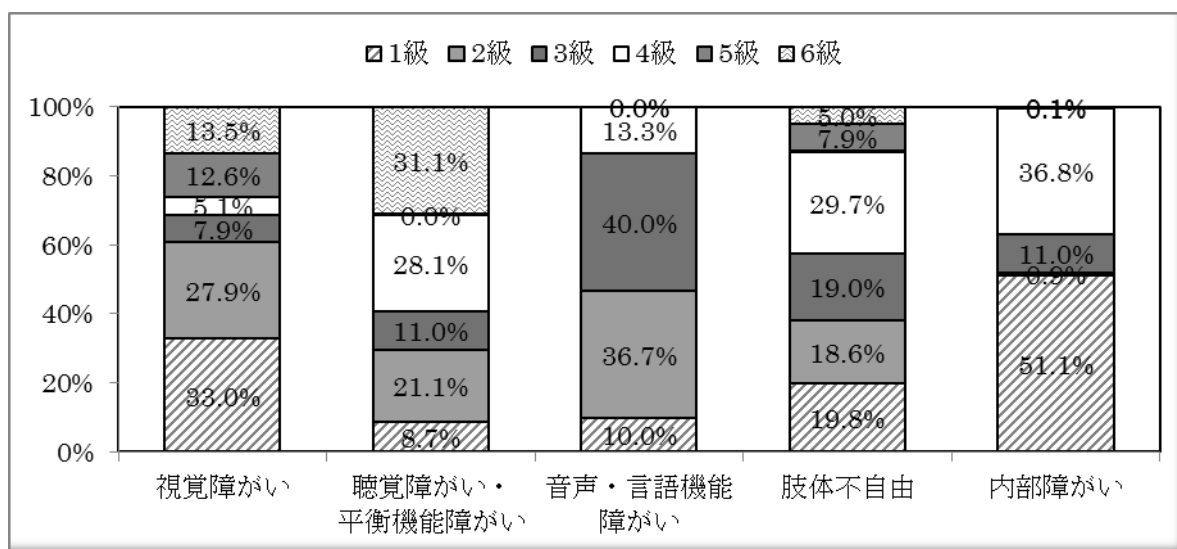
障がいの種類を等級別にみると、視覚障がいは1級、聴覚障がい・平衡機能障がいは6級、音声・言語機能障がいは3級、肢体不自由は4級が最も多くなっているなど、障がいの種類によって等級の分布に違いがみられます。

【身体障害者手帳交付者数（障がいの種類・等級別）】

[単位：人]

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	71 (33.0%)	60 (27.9%)	17 (7.9%)	11 (5.1%)	27 (12.6%)	29 (13.5%)	215 (100.0%)
聴覚障がい・平衡機能障がい	26 (8.7%)	63 (22.1%)	33 (11.0%)	84 (28.1%)	0 (0.0%)	93 (31.1%)	299 (100.0%)
音声・言語機能障がい	3 (10.0%)	11 (36.7%)	12 (40.0%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)
肢体不自由	265 (19.8%)	249 (18.6%)	254 (19.0%)	395 (29.7%)	106 (7.9%)	67 (5.0%)	1,336 (100.0%)
内部障がい	540 (48.8%)	9 (0.9%)	116 (14.0%)	388 (36.3%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1,055 (100.0%)
総数	905 (30.7%)	392 (13.4%)	432 (14.7%)	882 (30.1%)	134 (4.6%)	190 (6.5%)	2,935 (100.0%)

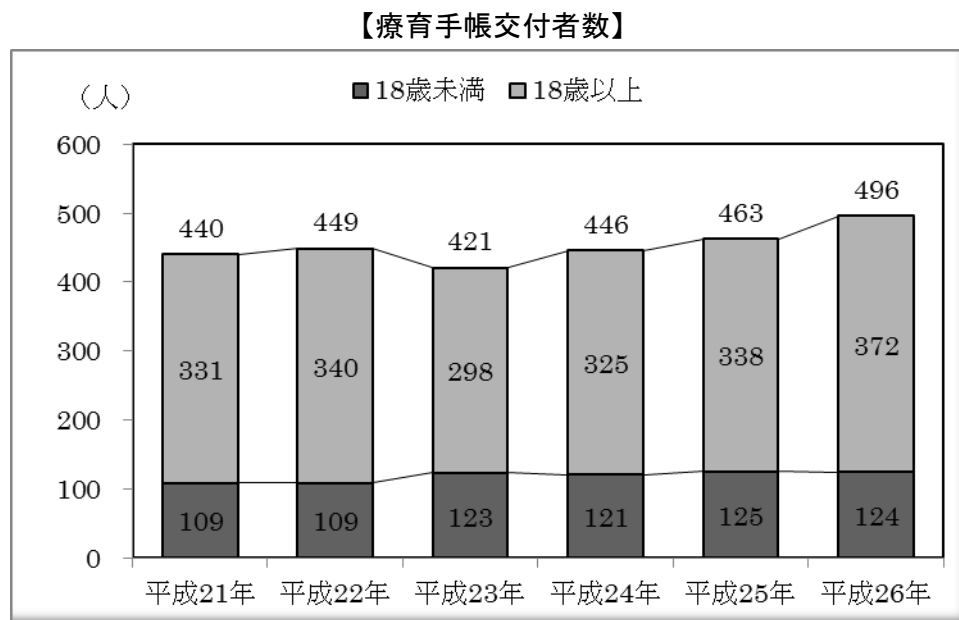
[資料]荒尾市資料 平成26年：10月末現在



(5) 知的障がい者の状況

1) 療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数（知的障がい者数）は増加傾向にあります。また、知的障がい者のうち 2 割強が 18 歳未満となっています。



[資料] 荒尾市資料 平成 21～25 年：各年度末現在、平成 26 年：10 月末現在

2) 障がいの程度別 療育手帳交付者数の推移

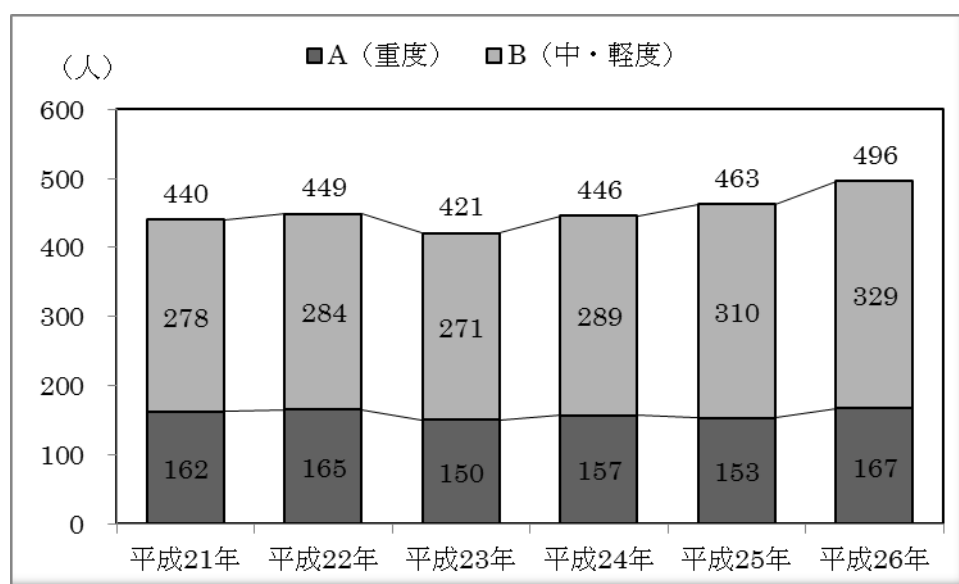
療育手帳交付者数（知的障がい者数（知的障がい者数）を障がいの程度別にみると、いずれの年も B（中・軽度）が 6 割以上を占めています。

【療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】

[単位：人]

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総数	440 (100.0%)	449 (100.0%)	421 (100.0%)	446 (100.0%)	463 (100.0%)	496 (100.0%)
A (重度)	162 (36.8%)	165 (36.7%)	150 (35.6%)	157 (35.2%)	153 (33.0%)	167 (33.7%)
B (中・軽度)	278 (63.2%)	284 (63.3%)	271 (64.4%)	289 (64.8%)	310 (67.0%)	329 (66.3%)

[資料] 荒尾市資料 平成 21～25 年：各年度末現在、平成 26 年：10 月末現在



(6) 精神障がい者の状況

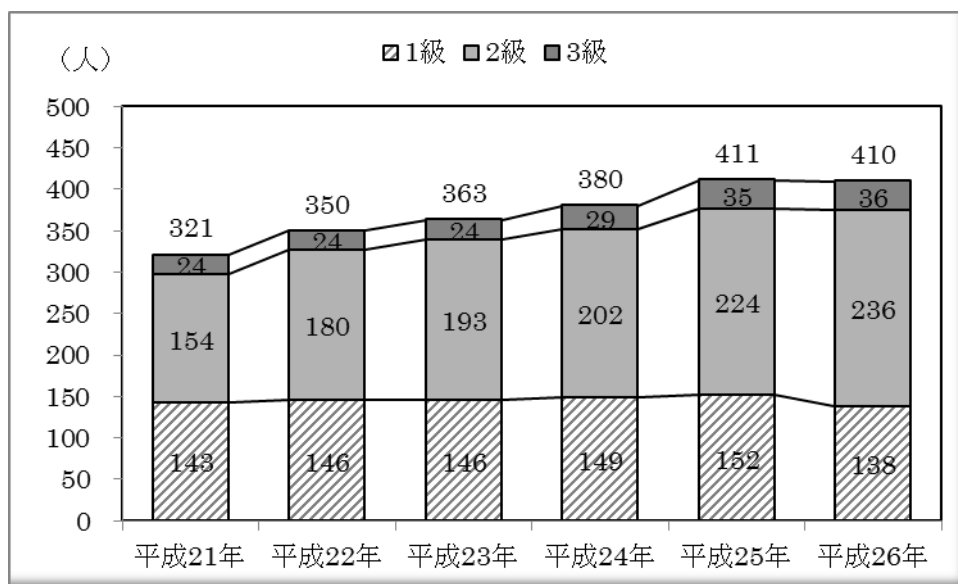
精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加しており、300人を超えて推移しています。また、平成26年では、10月末現在で410人と既に400人を超えていることから、今後も更なる増加が見込まれます。障がいの等級別にみると、2級の占める割合が最も多くなっており、平成26年10月末現在では過半数以上(57.5%)を占めています。

自立支援医療(精神通院医療)利用者数についても増加傾向にあり、平成24年以降800人を超えて推移しています。また、平成26年では、10月末現在で908人と既に900人を超えていることから、今後も更なる増加が見込まれます。

【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障がいの程度別)】 [単位:人]

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	321 (100.0%)	350 (100.0%)	363 (100.0%)	362 (100.0%)	395 (100.0%)	410 (100.0%)
1級	143 (44.5%)	146 (41.7%)	146 (40.2%)	146 (40.3%)	147 (37.2%)	138 (33.7%)
2級	154 (48.0%)	180 (51.4%)	193 (53.2%)	190 (52.5%)	218 (55.2%)	236 (57.5%)
3級	24 (7.5%)	24 (6.9%)	24 (6.6%)	26 (7.2%)	30 (7.6%)	36 (8.8%)

[資料]荒尾市資料 平成21~25年:各年度末現在、平成26年:10月末現在

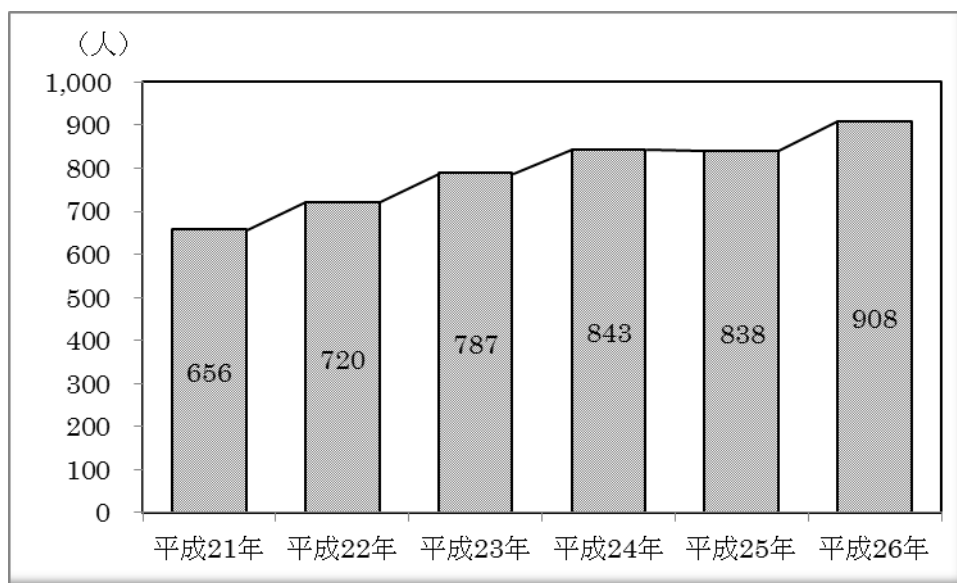


【自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移】

[単位：人]

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	656	720	787	843	838	908

[資料] 荒尾市資料 平成21～25年：各年度末現在、平成26年：10月末現在



(7) 就学状況

【特別支援学級の状況】

[単位：人]

	設置校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数
小学校	9	22	43
中学校	3	7	20
合計	12	29	63

[資料]荒尾市資料 平成25年度末現在

【通級指導教室の状況】

[単位：人]

	通級児童数
小学校	21
中学校	26
合計	47

[資料]荒尾市資料 平成25年度末現在

【保育所における障がい児の在籍状況】

[単位：人]

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	607	255	486	1,348
在籍障がい児数	0	2	11	13
加配保育士数	0	1	3	4

[資料]荒尾市資料 平成25年度末現在

【特別支援学校在籍状況】

[単位：人]

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
荒尾支援学校	0	15	18	21	54
小国支援学校	0	0	1	1	2
熊本ろう学校	0	0	0	3	3
黒石原支援学校	0	0	1	0	1
合計	0	15	20	25	60

[資料]荒尾市資料 平成25年度末現在

第3章 計画の基本方針

1. 国の基本指針等を踏まえた対応

「市町村障害福祉計画」は国から示される「基本指針」に沿って計画を策定することとなっています。

第4期計画の基本指針では、計画の作成プロセス等に関する事項として、新規に、PDCAサイクルの導入が示されています。

また、成果目標に関する事項が、平成29年度を目標年度として示されています。

【成果目標に関する事項】

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進（第3期計画から継続）
- (2) 地域生活支援拠点等の整備（第4期計画からの新規）
- (3) 福祉施設から一般就労への移行促進（第3期計画から整理・拡充）

さらに、新規に、児童福祉法に基づく障害児支援体制の整備について定めるように努めるものと示されています。

本市においては、これまでの計画と同様に、国の基本指針やそれを踏まえた熊本県の方針等に基づき、数値目標等の設定を行います。

2. 平成29年度の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を促進するための目標値です。

国の基本指針では、目標の設定に当たっては、平成25年度末時点における福祉施設入所者の12%以上を地域生活への移行者とするとともに、これに併せて平成29年度末時点における福祉施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市では、平成25年度末時点の福祉施設入所者は、87人です。福祉施設を退所し、地域生活へ移行する人数を3人と見込み、新たに、福祉施設に入所される障がい者を、毎年1人と見込んでいます。

目標の達成に向け、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域での生活を希望する人が、円滑に地域生活へ移行できるよう支援します。

【本計画期間中の数値目標】

項目		数値	考え方
平成25年度末時点における入所者	A	87人	平成26年3月31日の福祉施設入所者数
平成29年度末時点における入所者	B	87人	平成30年3月31日の福祉施設入所者数
【目標値】削減見込み	A-B	0人 (0%)	差引減少見込み数 (国の目標：4%以上)
【目標値】地域生活移行者数		3人 (3%)	福祉施設入所からグループホーム等へ移行した者の数(国の目標：12%以上)

【地域移行者の平成21年度以降の実績】

項目	数値	備考
地域移行者数	2人	平成21年度移行者数
	2人	平成22年度 //
	9人	平成23年度 //
	0人	平成24年度 //
	0人	平成25年度 //
	13人	平成21～25年度移行者数(計)
福祉施設入所者数	85人	平成27年1月31日の福祉施設入所者数

(注)「地域移行者」とは、福祉施設に入所していた障がい者で、在宅や共同生活援助(グループホーム)での地域生活に移行した者を指す。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域での生活を支援する拠点等を整備していくための目標値です。

国の基本指針では、市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を、少なくとも一つ整備することとされています。

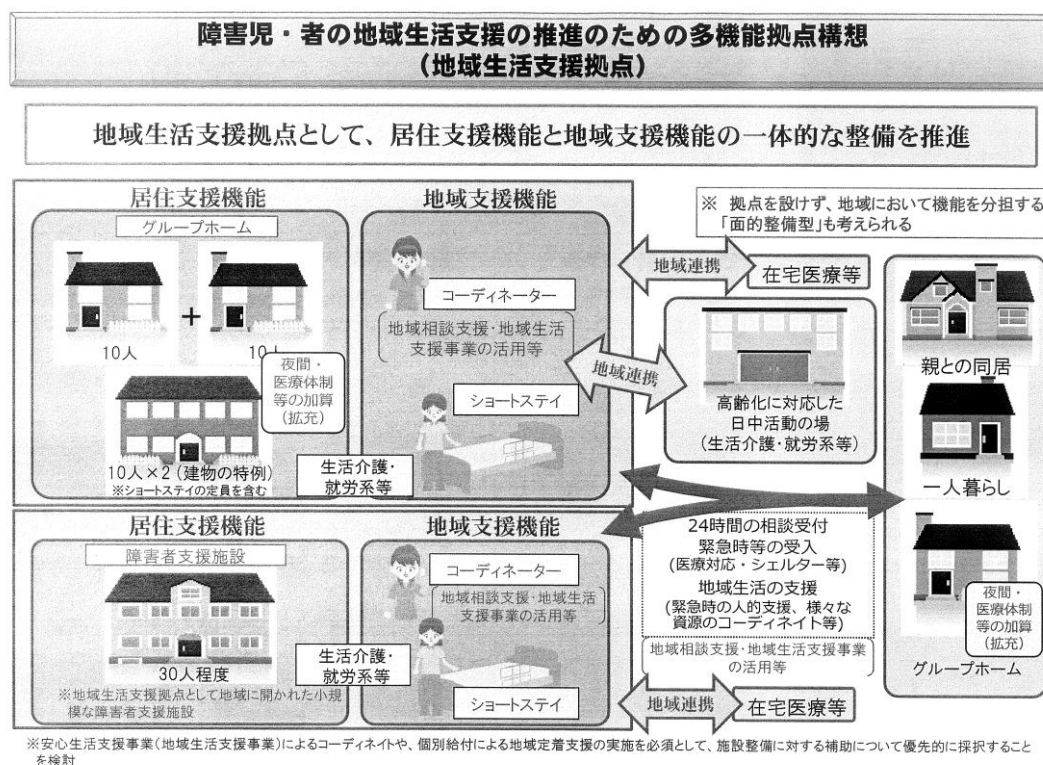
障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備に当たって求められる機能は、

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

となっています。これらは、平成25年10月に取りまとめられた「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（障害者の地域生活を推進に関する検討会）」において、地域における居住支援に求められている機能として挙げられたものです。

障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備の在り方としては、地域生活支援拠点（上記①～⑤の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点）を整備するものと、面的な体制（地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）を整備するものが考えられます。

本市を含む障害福祉圏域（本市・玉名市・玉東町・長洲町・和水町・南関町）においては、面的な体制を整備していく方針で、他市町や障害福祉サービス事業所等と連携し、障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備を推進していきます。



(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するための目標値です。

1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する者の人数を、平成24年度の一般就労移行実績の2倍以上とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市の平成24年度の一般就労移行者は1人であり、平成21年度以降、毎年1～3人程度が一般就労に移行できていることを鑑み、平成29年度の目標値を3人に設定します。

【本計画期間中の数値目標】

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の一般就労移行者数	3人 (3倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国の目標：平成24年度の2倍以上)

(注)「一般就労した(する)者」とは、一般に企業等に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者を指す。

【一般就労移行者の平成21年度以降の実績】

項目	数値	備考
一般就労移行者数	3人	平成21年度移行者数
	2人	平成22年度 //
	1人	平成23年度 //
	1人	平成24年度 //
	2人	平成25年度 //
	9人	平成21～25年度移行者数(計)

2) 就労移行支援事業の利用者の増加

国の基本指針では、平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末時点から6割以上増加することとされています。

本市の平成25年度末時点における就労移行支援事業の利用者数は11人であり、平成29年度末時点における利用者数の目標値を18人に設定します。

【本計画期間中の数値目標】

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	11人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人 (6割増加)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用した者の数(国の目標:平成25年度末の6割以上増加)

3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

国の基本指針では、全体の50%以上の就労移行支援事業所が、就労移行率3割以上を達成することとされています。

本市を含む障害福祉圏域(本市・玉名市・玉東町・長洲町・和水町・南関町)内にある就労移行支援事業所を対象とし、平成29年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行事業所の割合の目標値を28%に設定します。

【本計画期間中の数値目標】

項目	数値	考え方
【目標値】 平成29年度末においての就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	28%	平成29年度末において就労移行率が3割以上を達成した就労移行支援事業所の総事業所に占める割合(国の目標:50%以上)

【就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の状況】

項目	数値	達成事業所数	総事業所数	一般就労移行者の実績があった事業所数	備考
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	14%	1ヶ所	7ヶ所	2ヶ所	平成25年度

(注) 就労移行率は、当年4月1日現在の就労移行支援サービス利用者数を分母とし、当年度一年間に就労移行支援サービス利用者で一般就労移行した者の数を分子として、算出された数値を指す。

これらの目標の達成にむけ、就労移行支援事業サービス事業者等と連携して、サービスの基盤整備と利用促進を図り、一般就労への移行と定着の支援に努めます。

第4章 施策の具体的内容

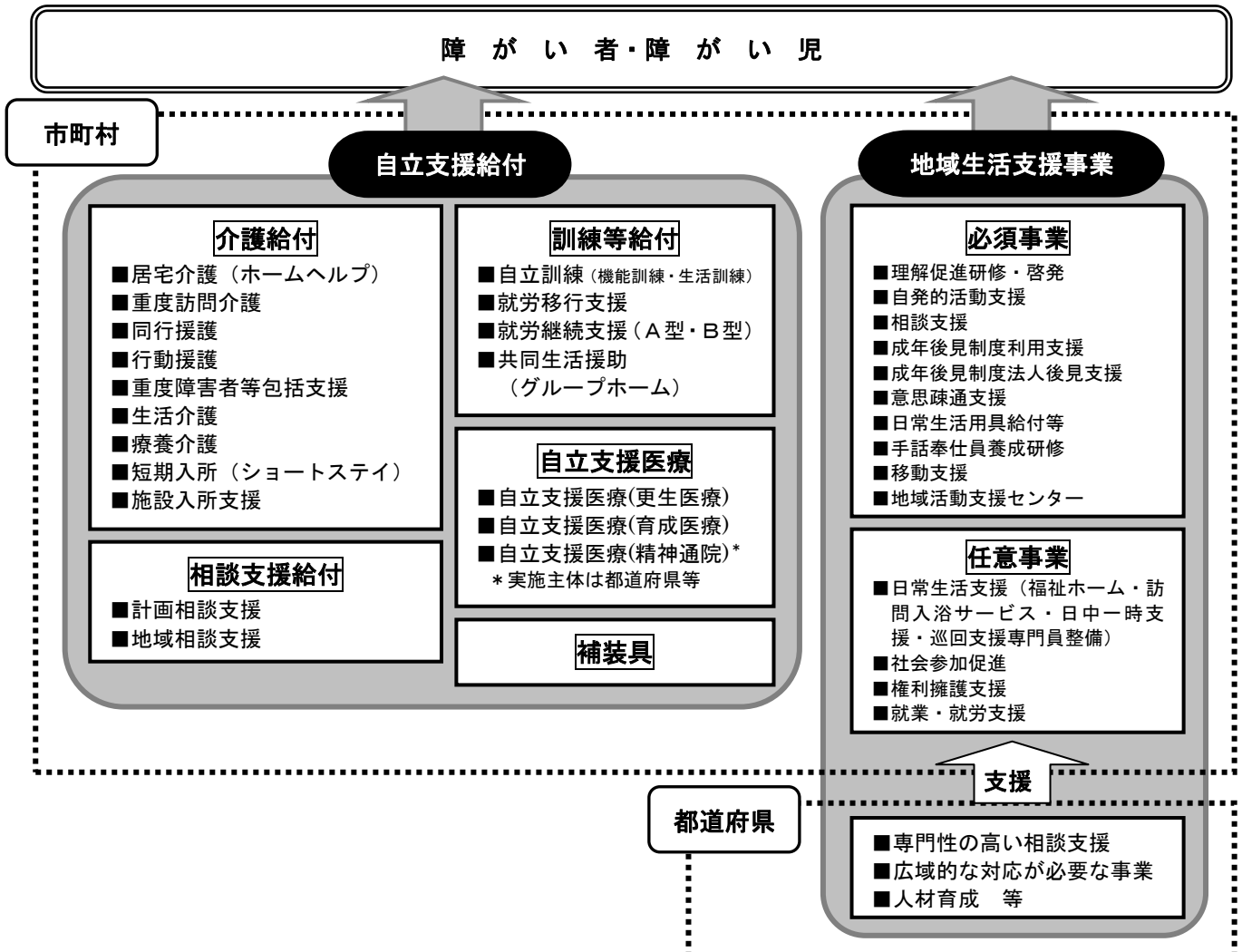
障害者総合支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

さらに、「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、様々な相談の支援を受ける場合の「相談支援給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」に分けられます。

また、「地域生活支援事業」は、「必須事業」、「任意事業」に分けられます。

平成24年4月の法改正により、それまで障害者自立支援法に規定されていた「児童デイサービス」が、児童福祉法に規定された「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」となりました。また、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」が創設されました。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の概要】



1. 自立支援給付

(1) 介護給付について

全国一律で共通に提供される「自立支援給付」のうち、主に“介護”を目的とした支援を提供する「介護給付」についての事業内容は、下表のとおりです。

事業名		事業の内容
居宅介護（ホームヘルプ）	訪問	■ 自宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物等の家事援助を行います。
重度訪問介護	訪問	■ 重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	訪問	■ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）に、移動の援護等の害術支援を行います。
行動援護	訪問	■ 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	訪問	■ 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	日中	■ 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	日中	■ 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	日中	■ 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉施設で行う福祉型と、医療機関で行う医療型があります。
施設入所支援	居住	■ 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(注) 訪問：訪問系サービス、日中：日中活動系サービス、居住：居住系サービス

(2) 訓練等給付について

全国一律で共通に提供される「自立支援給付」のうち、主に“訓練”を目的とした支援を提供する「訓練等給付」についての事業内容は、下表のとおりです。

事業名		事業の内容
自立訓練（機能訓練）	日中	■自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	日中	■自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	日中	■一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	日中	■一般企業等で雇用されることが困難な人のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労することが可能な人に対して、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	日中	■年齢、心身の状態その他の事情により一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	居住	■夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等が必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

（注）日中：日中活動系サービス、居住：居住系サービス

(3) 相談支援について

事業名	事業の内容
計画相談支援	■サービス等を利用する人について、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	■福祉施設等の入所者や精神科病院等に入院している人について、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助を行います。
地域定着支援	■在宅で一人暮らしをしている人や同居家族による支援が受けられない人等について、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

(4) サービスの利用実績及び見込み量、その確保策

サービスごとに第 3 期計画期間における利用実績と第 4 期計画期間における見込み量、及びその確保策を以下のとおりとします。

なお、サービス量の見込みに際しては、国の指針等を参考にするとともに、これまでのサービス利用実績の伸び等、地域の実情に応じて算出しています。

1) 訪問系サービスについて

「居宅介護」については、第 3 期計画期間は、死亡や長期入院等の理由で、利用量・利用者数とも見込み量を下回る実績となっていますが、新規の利用のニーズが想定されるため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「重度訪問介護」については、第 3 期計画期間は、いずれも見込み量を下回る実績となっていますが、今後のニーズに対応するため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「同行援護」については、第 3 期計画期間は、見込み量と同等の実績となっていますが、今後のニーズに対応するため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「行動援護」については、現状の利用者数が 3 人と少なく大幅な伸びも想定されないことから、現状程度のサービス必要量を見込んでいます。

「重度障害者等包括支援」については、県内にサービス事業者がなく、サービス提供が難しい状況であるため、本計画期間中も利用量を見込まないこととしています。

今後も利用者のニーズに応えられるよう、事業者と連携しながら、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
居宅介護		見込	1,255	74	1,360	78	1,470	82	1,170	65	1,230	68	1,280	71
		実績	1,061	67	1,116	70	1,066	62						
重度訪問介護		見込	210	3	280	4	350	5	240	2	240	2	240	2
		実績	159	2	114	1	130	1						
同行援護	時間／月	見込	200	12	215	13	230	14	300	15	320	16	340	17
		実績	199	12	218	13	237	14						
行動援護		見込	10	2	10	2	10	2	25	3	25	3	25	3
		実績	9	2	20	3	17	3						
重度障害者等包括支援		見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0						

※平成26年度の実績は、平成26年4月から11月までの実績を基にした予測値になります。

2) 日中活動系サービスについて

「生活介護」については、事業所の新規開設や定員の増加の予定等を勘案して、今後の利用者数を見込んでいます。利用量については、施設入所者による利用は一月当たり平均22日の利用とし、在宅で生活している人の利用は一月当たり平均20日の利用として見込んでいます。

「自立訓練(機能訓練)」については、基本の利用期間が2年間とされているサービスであり、現状の利用者数が1人と少なく、大幅な伸びも想定されないことから、現状程度のサービス必要量を見込んでいます。

「自立訓練(生活訓練)」については、居室その他の設備を利用させるとともに日中の訓練を提供する「宿泊型自立訓練」も併せて積算しています。基本の利用期間が2年間とされているサービスであり、利用期間が終了する利用者と、新規の利用のニーズが想定されるため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「就労移行支援」については、基本の利用期間が2年間とされているサービスであり、利用期間が終了する利用者と、新規の利用のニーズが想定されるため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「就労継続支援(A型)」については、第3期計画期間に事業所の新規開設が相次いだため、利用量・利用者数とも見込み量を大きく上回る実績となっています。事業所の定員の増加の予定等を勘案して、以下のサービス必要量を見込んでいます。

「就労継続支援(B型)」については、事業所の新規開設や定員の増加の予定等を勘案して、以下のサービス必要量を見込んでいます。

「療養介護」については、第3期計画期間は、同等の実績となっていますが、新規の利用のニーズが想定されるため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「短期入所(福祉型)・(医療型)」については、事業所の新規開設の予定等を勘案して、今後の利用者数を見込んでいます。一月当たり平均4日の利用として見込んでいます。

これらの日中活動系サービスについては、障がい者等が希望する日中活動系サービスを利用できるように、事業者と連携しながら、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
生活介護	人日 /月	見込	3,010	153	3,080	157	3,150	161	3,400	161	3,580	170	3,810	182
		実績	3,119	148	2,890	150	2,652	144						
自立訓練 (機能訓練)	人日 /月	見込	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1
		実績	8	2	32	2	6	1						
自立訓練 (生活訓練)	人日 /月	見込	65	5	65	5	65	5	280	8	210	7	195	6
		実績	83	8	92	9	254	7						
就労移行支援	人日 /月	見込	165	11	195	13	225	15	270	18	285	19	300	20
		実績	173	11	172	15	238	17						
就労継続支援 (A型)	人日 /月	見込	195	13	225	15	255	17	1,395	93	1,440	96	1,485	99
		実績	637	45	1,127	71	1,264	81						
就労継続支援 (B型)	人日 /月	見込	1,155	77	1,230	82	1,305	87	1,320	88	1,425	95	1,455	97
		実績	1,330	78	1,255	80	1,320	76						
療養介護	人	見込	—	17	—	18	—	19	—	23	—	24	—	25
		実績	—	23	—	23	—	22						
短期入所 (福祉型)	人日 /月	見込	160	53	170	57	180	61	164	41	172	43	180	45
		実績	145	38	176	45	140	39						
短期入所 (医療型)	人日 /月	見込	—	—	—	—	—	—	12	3	16	4	20	5
		実績	4	3	4	4	3	2						

※平成26年度の実績は、平成26年4月から11月までの実績を基にした予測値になります。

※「人日/月」＝「月間の利用人員」×「ひとり一月当たりの平均利用日数」

3) 居住系サービスについて

「施設入所支援」については、地域生活に移行し施設を退所する利用者と、新規の利用のニーズが想定されるため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「共同生活援助（グループホーム）」については、事業所の新規開設や定員の増加の予定等を勘案して、以下のサービス必要量を見込んでいます。

「共同生活介護（ケアホーム）」については、平成26年4月に、「共同生活援助（グループホーム）」に統合されています。

これらの居住系サービスについては、地域における居住の場としての役割を果たすため、整備が促進されるよう関係機関に働きかけます。また、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
施設入所支援	人	見込	95	91	88	87	87	87
		実績	92	91	87			
共同生活援助 (グループホーム)		見込	33	36	39	62	71	74
		実績	39	37	59			
共同生活介護 (ケアホーム)		見込	21	23	25	—	—	—
		実績	25	26	—	—	—	—

※平成26年度の実績は、平成26年4月から11月までの実績を基にした予測値になります。

4) 相談支援について

「計画相談支援」については、平成27年度より、全ての障がい福祉サービス利用者について支援を行うこととなります。今後の障がい福祉サービス利用者数を勘案して、大幅な利用増を見込んでいます。

「地域移行支援」については、各年度とも1人ずつの利用として見込んでいます。

「地域定着支援」については、各年度とも1人ずつの利用として見込んでいます

対応できる相談支援専門員を確保しながら、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
			利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
相談支援	計画相談支援	人	見込	20	34	50	76	90	95
		／月							
	地域移行支援	人	見込	1	1	1	1	1	1
		／月							
	地域定着支援	人	見込	1	1	1	1	1	1
		／月							
		実績	7	18	36				
		実績	0	1	0				
		実績	0	0	0				

※平成26年度の実績は、平成26年4月から11月までの実績を基にした予測値になります。

2. 障がい児支援

(1) 障害児通所給付について

「児童福祉法」による障がい児を対象としたサービスで、市町村における通所サービスについての事業内容は、下表のとおりです。

事業名	事業の内容
児童発達支援	■未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	■肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要とする障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	■学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	■保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適用のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

(2) 障害児相談支援について

事業名	事業の内容
障害児相談支援	■サービス等を利用する人について、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行います。

(3) サービスの利用実績及び見込み量、その確保策

平成24年4月の法改正により、「障害児通所給付」と「障害児相談支援」は児童福祉法に規定されたサービスとなったため、第3期計画では記載しておりませんでした。国の指針により、第4期計画では記載することとなり、サービスごとに第3期計画期間における利用実績と第4期計画期間における見込み量、及びその確保策を以下のとおりとします。

なお、サービス量の見込みに際しては、これまでのサービス利用実績の伸び等、地域の実情に応じて算出しています。

1) 障害児通所給付について

「児童発達支援」については、就学し終了する利用者と、新規の利用のニーズが想定されるため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「医療型児童発達支援」については、現状の利用者数は0人となっていますが、今後のニーズに対応するため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「放課後等デイサービス」については、これまでの利用量・利用者数の実績の伸びを勘案して、今後も同程度での伸びを見込んでいます。

「保育所等訪問支援」については、現状の利用者数が4人と少なく大幅な伸びも想定されないことから、現状程度のサービス必要量を見込んでいます。

これらの障害児通所給付については、障がい児が希望するサービスを利用できるよう、事業者と連携しながら、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
児童発達支援	人日/月	見込	—	—	—	—	—	—	160	20	160	20	160	20
		実績	66	22	106	20	129	18						
医療型児童発達支援	人日/月	見込	—	—	—	—	—	—	8	1	8	1	8	1
		実績	0	0	0	0	0	0						
放課後等デイサービス	人	見込	—	—	—	—	—	—	880	88	980	98	1,080	108
		実績	589	59	624	67	727	78						
保育所等訪問支援	人日/月	見込	—	—	—	—	—	—	6	3	6	3	6	3
		実績	1	5	3	7	2	6						

※平成26年度の実績は、平成26年4月から11月までの実績を基にした予測値になります。

2) 障害児相談支援について

「障害児相談支援」については、平成27年度より、全ての障がい福祉サービス利用者について支援を行うこととなります。今後の障がい福祉サービス利用者数を勘案して、大幅な利用増を見込んでいます。

対応できる相談支援専門員を確保しながら、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
障害児相談支援	人 ／月	見込	—	—	—	20	22	24
		実績	0	5	13			

※平成26年度の実績は、平成26年4月から11月までの実績を基にした予測値になります。

3. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

障害者総合支援法に基づき、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

「地域生活支援事業」のうち本市が実施している「必須事業」についての事業内容及び実施に関する考え方は下表のとおりです。

事業名	事業の内容
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。 ■身体障がいを1箇所（いこいば（たまきな荘）、知的障がいを2箇所（荒尾市社会福祉事業団・りんくる（きらきら）、精神障がいを1箇所（ふれあい（城ヶ崎病院）、有明圏域を単位として委託により実施しています。 ■また、これらの相談支援事業をより身近で有効に活用してもらうため、巡回による定期相談を3障がい（身体・知的・精神）合同で開催します。
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度利用支援事業を実施します。
意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣及び市庁舎への配置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活の便宜を図るため重度障がい者に厚生労働省告示に定める要件を満たす6種の用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ■聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施します。 ■事業は、長洲町との共催で、年度ごとに交互に開催します。

事業名	事業の内容
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援（ガイドヘルパーの派遣）を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。 ■市内1箇所（荒尾市ふれあい福祉センター＜Ⅲ型＞）で補助事業として実施しています。市外（玉名市：ふれあい＜Ⅰ型＞、天水生命学園＜Ⅱ型＞、玉名きぼうの家＜Ⅲ型＞、大牟田市：あじさい＜Ⅰ型＞）4箇所に委託しています。

※理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、未実施のため、今後その必要性について検討していきます。

（2）任意事業

「地域生活支援事業」のうち本市が独自で実施する「任意事業」についての事業内容及び実施に関する考え方は下表のとおりです。

事業名	事業の内容
福祉ホーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ■現に住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ■訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
巡回支援専門員整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ■発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもや親が集まる施設等を巡回し、相談、支援等を実施し、施設等の職員や障がい児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 ■文字による情報入手が困難な障がい者のために、朗読サークルによる声の広報を発行しています。

(3) サービスの利用実績及び見込み量

地域生活支援事業については、一部の事業について緩やかな増加を見込んでいます。

しかしながら、相談支援事業における地域自立支援協議会を中心として、本市の特性や利用者のニーズを的確に把握し、社会資源の開発・改善、又見直しを行ってまいります。

1) 必須事業について

【サービスの利用実績及び見込み量】

事業内容		単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
必須事業	①障害者相談支援事業	箇所数	見込	4	4	4	4	4	4	
			実績	4	4	4				
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	見込	1	1	1	0	0	0	
			実績	0	0	0				
			見込	0	0	0	0	0	0	
			実績	0	0	0				
	(2)成年後見制度利用支援事業	利用者数	見込	1	2	3	3	3	3	
			実績	0	0	1				
	(3)意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	見込	22	23	24	21	22	23
				実績	20	19	20			
②手話通訳者設置事業		箇所数	見込	2	2	2	2	2	2	
			実績	2	2	2				

※平成26年度の実績は、平成26年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

第4章 施策の具体的内容

事業内容		単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
必須事業	①介護・訓練支援用具	件数	見込	3	3	3	3	3	3
			実績	1	2	5			
	②自立生活支援用具	件数	見込	15	15	15	10	10	10
			実績	8	6	4			
	③在宅療養等支援用具	件数	見込	10	10	10	10	10	10
			実績	12	6	6			
	④情報・意思疎通支援用具	件数	見込	12	12	12	60	60	60
			実績	75	57	57			
	⑤排泄管理支援用具	件数	見込	1,200	1,200	1,200	1,250	1,300	1,350
			実績	1,105	1,134	1,206			
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	見込	5	5	5	5	5	5
			実績	2	4	3			
	(5)手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込	—			1	1	1
			実績	—	1	1			
	(6)移動支援事業	利用者数	見込	12	14	16	14	15	16
			実績	9	12	12			
		延時間数	見込	1,200	1,400	1,600	890	950	1,010
			実績	518	511	830			
(7)地域活動支援センター事業	①地域活動支援センターⅠ型	箇所数	見込	3	3	3	2	2	2
			実績	3	3	2			
	②地域活動支援センターⅡ型	箇所数	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			
	③地域活動支援センターⅢ型	箇所数	見込	1	1	1	2	2	2
			実績	2	2	2			

※平成26年度の実績は、平成26年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

※地域活動支援センターⅠ型の1ヶ所は、平成26年度より閉鎖。

2) 任意事業について

【サービスの利用実績及び見込み量】

事業内容		単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
任意事業	(1)福祉ホーム事業	箇所数	見込	2	2	2	1	1	1
			実績	2	2	2			
		利用者数	見込	2	2	2	1	1	1
			実績	2	2	2			
	(2)訪問入浴サービス事業	箇所数	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			
		利用者数	見込	2	2	2	1	1	1
			実績	1	1	1			
	(3)日中一時支援事業	箇所数	見込	10	10	10	13	13	13
			実績	9	11	13			
		利用者数	見込	70	75	80	56	66	76
			実績	48	49	46			
(4)巡回支援専門員整備事業	実施の有無	見込	—			1	1	1	
		実績	—	0	1				
(5)社会参加促進事業	①自動車運転免許取得・改造助成事業	件数	見込	5	5	5	5	5	5
			実績	0	4	4			
	②点字・声の広報等発行事業	実施の有無	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			

※平成26年度の実績は、平成26年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

※福祉ホームの1ヶ所は、平成26年度途中よりグループホームへ移行。

※平成26年度より、巡回支援専門員整備事業を開始。

第5章 障がい者福祉施策全般に関する取り組みの推進

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込み量やその確保策のみを定める計画です（第1章 2.計画の位置づけ 参照）。

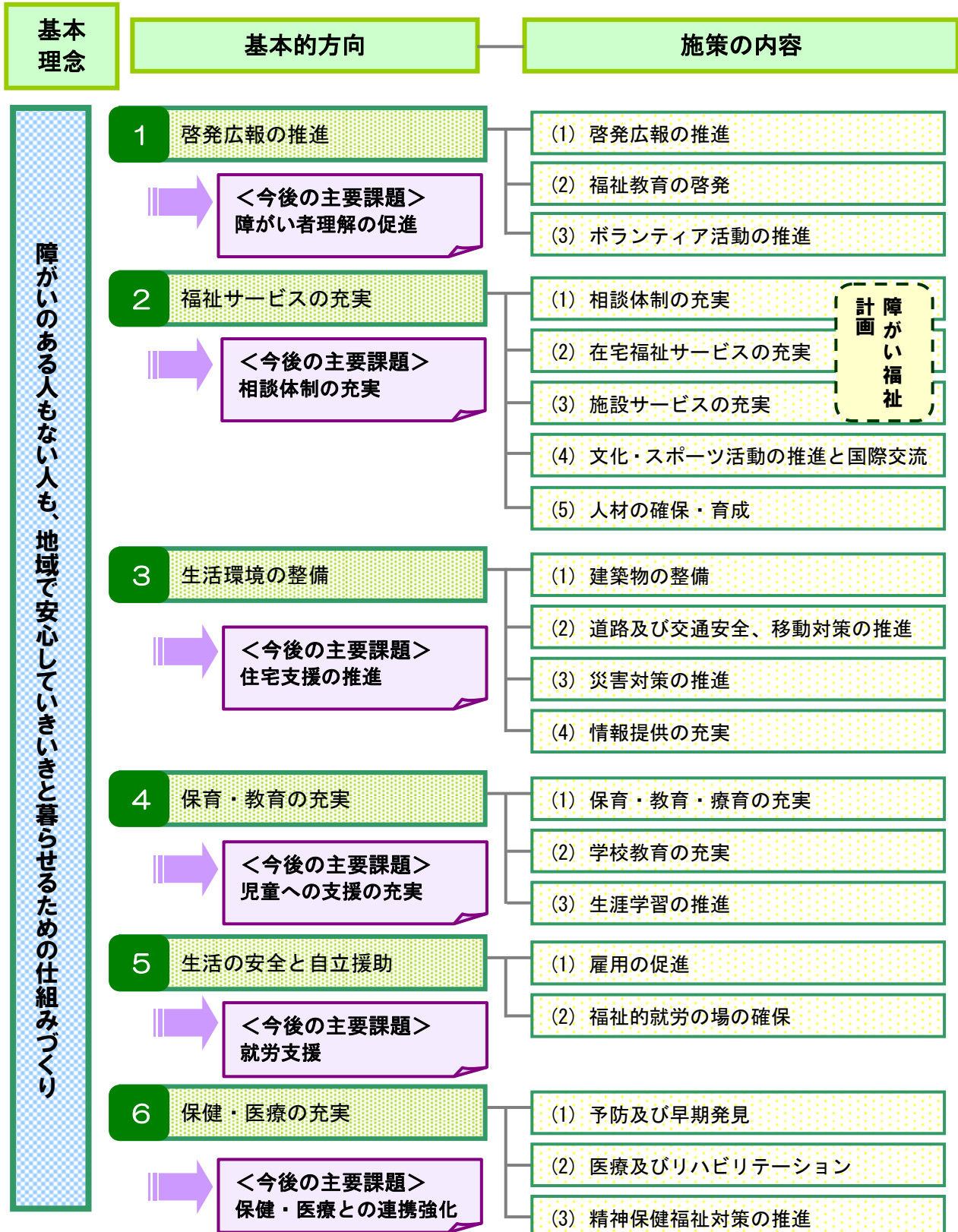
福祉サービス以外の障がい者福祉全般に関わる施策の方針については、障害者基本法に基づく「荒尾市障がい者計画」において定めており、当該計画に基づき各種施策の推進を図ることとしています。

なお、本計画策定の過程で実施した関係団体等との意見交換の結果等から、障がい者福祉施策全般に関わる課題も把握できたことから、それらを踏まえて、今後の「荒尾市障がい者計画」推進上の課題と重点的に取り組むべき事項を次のとおり整理しました。

1. 「荒尾市障がい者計画」の概要

平成20年度に策定した「荒尾市障がい者計画」の体系は以下のとおりです。

今後、「荒尾市障がい者計画」を推進する上で重要と思われる主な課題について、＜今後の主要課題＞として、6点整理しました。これらの課題について、次項に示す方針により、関連施策の積極的な推進を図ります。



障がい者福祉計画

2. 「荒尾市障がい者計画」に関わる主要課題と 取り組み方針

(1) 障がい者理解を目的とした啓発活動の推進

「荒尾市障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らせるための仕組みづくり」の実現を目指すためには、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」をつくっていく必要があります。

平成25年度末に知的障がい者等への理解を深めていただくことを目的として、荒尾市手をつなぐ育成会と協力し、言葉に代わる意思伝達ツールである「コミュニケーションボード」を作成し、現在も啓発活動を継続しています。今後も各種イベント等での広報活動や関係団体が実施する活動を支援するとともに、市広報誌による啓発活動や学校等での福祉・人権教育をより充実させ、「障がい」に対する理解促進を図ります。

また、関係団体や家族会等との交流を図り、現状を把握していくことで、今後の施策の方向性を検討していきます。

(2) 相談体制の充実

障がい者が地域で安心して生活するために、様々な悩みを相談できる機関は、必要不可欠です。

本市では、有明圏域2市4町による共同事業で相談支援事業を圏域内4事業所へ委託し、サービス利用をはじめ様々な相談に応えています。障がい者の多様なニーズに対応するため、委託事業者、指定事業者をはじめ、地域の相談員や民生児童委員等が様々な機会を利用し、連携を強化していくとともに、市福祉課においても、各種相談に対応できるよう積極的に研修会等へ参加し、職員のスキルアップを図っていきます。

また、市内の障がい福祉サービス事業所や支援団体、行政機関等で組織する「自立支援懇談会」の活動を活発化させ、関係者が情報共有を図ることで本市における課題を表面化し、構成機関・団体・事業所で協力しながら、解決に向けての方策を検討していきます。

(3) 住宅支援の推進

国の基本指針では、福祉施設入所者の地域生活への移行を促進することとなっていますが、医療機関から退院が可能な患者も同様に、「障がい」が障壁となり、地域で生活したくても住居の確保ができないという現状があります。

自宅以外で地域生活の場となるグループホームについては、開設を希望する法人等へ必要な情報提供等に努めます。また、市営住宅や民間アパートへの円滑な入居については、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されることで、不当な差別的取扱いが禁止され、障がい者への合理的配慮が義務化されることから、行政機関や民間事業者へ法の周知を図るとともに、支援体制を整えていきます。

(4) 児童に対する支援の充実

近年、保育・教育現場において、発達障がい児と認められる児童が増加しており、その対応が課題となっています。障がいの特性を理解した対応が求められることから、平成26年度より開始した臨床心理士による「巡回相談支援事業」の充実を図り、対象児童の早期発見、早期対応に努めるとともに、現場職員のスキルアップを図ります。また、有明地域療育センターや保健センター、教育委員会等との連携により、児童の将来を見据えた長期的な支援体制を構築するとともに、保護者への支援も行っていきます。

サービスにおいては、放課後等デイサービス、短期入所等の事業についてのニーズが増加傾向にあることから、事業所と連携し事業の充実を図ります。

(5) ニーズに応じた就労支援の充実

障がい者が地域で経済的に自立することは、多様な社会参加を実現することに繋がり、障がい者自身が生き生きと充実した生活を営むことが可能となります。

本市では現在就労継続支援A型サービス利用者の増加が顕著であり、これまで潜在化していた障がい者の就労意欲が高まってきていると見込んでいます。

一般就労への移行は、まだまだ厳しい状況ですが、平成28年4月より「障害者雇用促進法」が施行されることにより、差別の禁止、合理的配慮の提供義務などの対応が事業主に求められることから、圏域のハローワーク、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携し、一般就労への移行を推進していきます。

(6) 保健・医療との連携強化

近年、精神障がい者が増加傾向にあり、自立支援医療（精神通院医療）利用者は、900人を超え、精神保健分野の充実が求められています。現在、退院可能な精神障がい者の地域への移行が求められていますが、周囲の差別意識の解消をはじめ、住居や就労確保の問題、相談支援体制の充実等、多くの解決すべき課題があります。

また、平成25年4月より障害者総合支援法の対象となった難病患者についても、平成27年1月1日より対象疾患が130疾患から151疾患へ拡大されたことにより、対象患者数が増加しているものと思われます。

今後、自立支援懇談会や圏域自立支援協議会等を通じて、保健機関や医療機関との連携を強化していくことにより、身体・知的を含む全障がい者が地域で安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指していきます。

荒尾市障がい福祉計画

平成27年度～平成29年度（第4期）

発行 荒尾市
〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地
TEL 0968-63-1406（担当：福祉課）

発行年月 平成27年3月
